

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

2 4 (略)	<p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>		<p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>	
	項目	基地局	陸上移動局	特性
	<p>(略)</p> <p>実効選 択度</p> <p>スプリ アス・ レスポ ンス</p>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>希望波の周波数から（廿）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七一デシベル（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局と共用し、二又は三の搬送波を同時に送信する場合にあつては四八デシベル）高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

現 行

2 4 (略)	<p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>		<p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>	
	項目	基地局	陸上移動局	特性
	<p>(略)</p> <p>実効選 択度</p> <p>スプリ アス・ レスポ ンス</p>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>希望波の周波数から（廿）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(1) (2)以外のもの

前項第一号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」とあるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

(2) 二又は三の搬送波を同時に送信する陸上移動局の受信設備及び当該陸上移動局と携帯無線通信を行う基地局の受信設備

実効選択度	項目	特性	
		基地局	陸上移動局
スプリ アス・ レスポ ンス	感度	希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(二)二五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が〇・五%以下
		希望波の周波数から(十)七五〇kHz及び(十一)九〇〇kHz離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータ出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動	希望波の周波数から(十)九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四九・四デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

前項第一号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」とあるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一・五%以下
--

2・3 (略)

4 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備（5のものを除く。）

(1) (2)以外のもの

前項第四号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」とあるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

(2) 受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであり、二又は三の搬送波を同時に送信する陸上移動局の受信設備及び当該陸上移動局と携帯無線通信を行う基地局の受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(毎秒九・六キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波。以下この表において同じ。()の受信電力が(一)一一九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(二)二五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が

2・3 (略)

4 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

前項第四号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」とあるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

四〇二十二 (略)

〇・五%以下

四〇二十二 (略)